

字区域変更・住所表示の変更の手続きについて

長湫中部土地区画整理組合の換地処分に伴い、その公告があった日の翌日〔平成22年10月9日（土）〕から字区域変更実施区域内（長湫中部土地区画整理事業地区内）で字名地番が変更となります。
下表に掲げる事項において該当する場合は、必要な手続きをしてください。

1 役場が新しい住所に書き換えるもの

住民票・印鑑登録・外国人登録原票・選挙人名簿などの住所欄、戸籍簿の本籍欄は、役場において書き換えます。

2 法務局が新しい表示に書き換えるもの

不動産（土地登記簿・建物登記簿）の表題部の所在地番欄及び家屋番号欄については、法務局が職権で新しい字名・地番・家屋番号に書き換えます。（ただし、所有権登記名義人などの住所欄は、本人の申請があるまで変わりませんので、ご自身による住所変更登記が必要です。）

3 実施区域内に住んでいる方がご自身で住所表示の変更手続きをしていただくもの

（このような） 事 項	（だれが） 該 当 者	（どこへ） 申請・届出先	（なにをもって） 提出書類等	（いつまでに） 手続きの期限
(1) 土地・建物等不動産の所有者の 表示変更登記	土地・建物等の登記 物件を所有している 方	土地・建物等の所 在地を管轄する法 務局	・登記申請書 ・字名地番変更証明書 ※法人の場合には、上記 の他、法人の所在地の変 更登記したことを証明する 「登記簿の抄本」及び代表 者の資格を証する「登記簿 の抄本」が必要です。	期限はありませんので 必要なときに手続きをし てください。 なお、法人の場合に は、法人登記簿の所在 地変更が前提となります。
(2) 抵当権者などの表示変更登記	土地・建物登記簿に 抵当権、地上権、賃 借権、仮登記等の 権利者として登記し ている方		・登記申請書 ・字名地番変更証明書	すみやかに変更手続き をしてください。
(3) 会社などの法人の本店(主たる 事務所)支店(従たる事務所)及 び代表者等の住所変更登記	換地処分された結 果それらに変更を 生じた法人の代表 者	本店の所在地を 管轄する法務局 及び支店を管轄 する法務局	・登記申請書 ・字名地番変更証明書	すみやかに変更手続き をしてください。
(4) 自動車運転免許証	免許証をお持ちの 方	愛知警察署 運転免許試験場 愛知県警察運転 免許課 Tel052-801-3211	・運転免許証 ・字名地番変更証明書	できるだけすみやかに 変更手続きをしてくだ さい。
(5) 自動車車検証 (バイクの場合 251cc以上)	車検証をお持ちの 方	中部運輸局愛知 運輸支局 Tel052-351-5311	・車検証 ・字名地番変更証明書 ・印鑑	愛知運輸支局に問合せ のうえ、手続きをして ください。
(6) 軽自動車車検証 (バイクの場合 126cc～250cc)	車検証をお持ちの 方	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 Tel052-833-3551	・車検証 ・字名地番変更証明書 ・印鑑	愛知主管事務所に問合せ のうえ、手続きをして ください。
(7) 各種免許証、許可証	各種免許証、許可 証をお持ちの方	免許、許可の届出 をした関係機関	・各種免許証、許可証 ・字名地番変更証明書 ・印鑑など	関係機関に問い合わせの うえ、手続きをしてくだ さい。

事 項	該 当 者	申請・届出先	提出書類等	手続きの期限
(8) 外国人登録証明書 住民基本台帳カード	登録証明書、カード をお持ちの方	役場住民課	登録証明書、カード	役場にて新住所に裏書きします。
(9) 年金受給権者	国民年金・厚生年金 ・障害基礎年金の受給者	役場保健医療課 瀬戸年金事務所 Tel 0561-83-9044	住所変更届	すみやかに変更手続きをしてください。
※年金加入者については、勤務先に住所の変更をお知らせください。	共済年金の受給者	各共済組合	各共済組合に確認してください。	各共済組合に問合わせのうえ、手続きをしてください。
(10) 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方	役場福祉課	・障害者手帳 ・字名地番変更証明書	すみやかに変更手続きをしてください。
(11) 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書	証書をお持ちの方		・証書 ・印鑑 ・字名地番変更証明書	
(12) 愛知県遺児手当 愛知県在宅重度障害者手当	受給している方		・印鑑 ・字名地番変更証明書	
(13) 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	受給している方		・印鑑 ・字名地番変更証明書	

◎次の機関にはご自身で連絡願います

銀行口座、クレジットカード、生命保険、火災保険、携帯電話、燃料会社など、個人が所有・加入しているものについては、それぞれ対応が異なりますので、関係機関へお問い合わせください。

なお、旅券（パスポート）については、手続きは必要なく、ご自身で旅券最終ページの「所持人記入欄」の現住所等を訂正していただければ結構です。

※以上、主なものについて記載しましたが、このほかにも法令等により届出を要するものは、それぞれの所定の手続きをしてください。

4 その他

(1) 後日、役場から新住所を記載した証書等を郵送します

国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険標準負担額減額認定証、後期高齢者医療被保険者証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療特定疾病療養受療証、㊦ 子ども医療費受給者証、㊧ 障害者医療費受給者証、㊨ 障害者医療費受給者証、㊩ 母子家庭等医療費受給者証、㊪ 後期高齢者福祉医療費受給者証、介護保険被保険者証、

※10月12日以降、順次郵送しますが、新しい住所のものが届くまでの間、旧住所のものをご使用ください。

※自立支援医療受給者証(精神通院、更生医療)、は次回の更新まで旧住所のままとします。

(2) 次の機関には役場から連絡します

法務局、郵便局、警察署、消防署、中部電力、東邦ガス、NTTなどについては、役場から住所が変更する旨を伝えます。ただし、少しの間は、旧住所のままで通知等が届く場合がありますので、ご了承ください。なお、長期間にわたり旧住所で通知等が届く場合は、各事業所へ住所変更の手続きをしてください。

(3) 字名地番変更証明書の発行（無料）

字名地番の変更についての証明書は、平成22年10月12日(火)(予定)から役場住民課で発行します。

なお、変更証明書は、実施日現在、長久手町内に住民登録をしている方に対しての交付となります。

(4) 登録免許税の免除

この制度による住所表示の変更のための登記の場合に、字名地番変更証明書があれば、登録免許税が免除されます。

※実施区域内に貸店舗、アパート、共同住宅等をお持ちの方は変更後の新地番をそれぞれ関係の方にお伝えください。

長久手町役場

(代表 TEL 0561-63-1111)

- (1) 字区域、字名について 企画政策課 (内線 256)
- (2) 区画整理について 計画課 (内線 315)
- (3) 住所、戸籍について 住民課 (内線 133)
- (4) 法人の住所について 税務課 (内線 114)
- (5) 医療について 保健医療課 (内線 164)
- (6) 国保、年金について 保健医療課 (内線 168)
- (7) 福祉について 福祉課 (内線 155)